

国立研究開発法人土木研究所共同研究規程実施要領

平成13年4月2日

独立行政法人土木研究所

達第43号

改正平成16年4月1日

改正平成24年4月1日

改正平成27年4月1日

改正令和3年8月2日

改正令和4年1月26日

(目的)

第1条 本実施要領は、国立研究開発法人土木研究所共同研究規程（平成13年規程第25号。以下「共同研究規程」という。）の定めによるほか、共同研究規程第24条に基づき、共同研究規程に係る要領を定め、もって共同研究の円滑な実施を図ることを目的とする。

(共同研究の分類)

第2条 共同研究の分類は、一から三号の「土研提案型共同研究」と四号の「民間提案型共同研究」からなる。

一 「指定機関共同研究」とは、本実施要領第3条の1項に規定する中から共同研究者を指定して行う共同研究をいう。

二 「公募共同研究」とは、理事長が共同研究者を公募し、その中から共同研究者を決定して行う共同研究をいう。

三 「指定機関・公募共同研究」とは、指定機関共同研究と公募共同研究を併用して行う共同研究をいう。

四 「民間提案型共同研究」とは、本実施要領第3条の1項の内、一から五を除く者からの提案による共同研究をいう。

(指定機関共同研究の共同研究者及び諸手続き)

第3条 指定機関共同研究は、共同研究者が次の各号の一に該当する場合とする。

一 国立試験研究機関及びこれに準ずる国立機関

二 国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定により設立された法人

三 前号以外の大学等の教育機関（附属研究機関を含む。）

四 国土交通省地方整備局

五 地方公共団体、国土交通省設置法第4条第29号の業務等を定める政令（平成12年政令第297号）第2条に規定する公共的団体及び日本下水道事業団

六 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定により設立された法人

七 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（財団、社団法人）

八 本実施要領第8条で規定する共同研究審査会（以下「審査会」という。）が共同研究を実施することが適当であると認めた学会及び業界を代表する協会

九 公共事業を行う第三セクターのうち審査会が共同研究を実施することが適当であると認めた法人

十 その他審査会が共同研究を実施することが適当であると認めた法人

2 指定機関共同研究を実施しようとする主席研究員、上席研究員又は（以下「上席研究員等」という。）は、共同研究申請書（別記様式第1-1）、共同研究計画書（別記様式第1-2）及び共同研究費積算内訳書（別記様式第1-3）により研究企画課を通じて理事長に申請するものとする。

3 理事長は、前項の規定により申請された共同研究申請書、共同研究計画書及び共同研究費積算内訳書に基づき内容及び共同研究を実施しようとする相手方の適格性を審査会で審査する。

4 理事長は、前項に規定する審査会が指定機関共同研究の実施が適当であると認めたときは、当該指定機関共同研究の実施を依頼する相手方に共同研究計画書を添えて共同研究依頼書（別記様式第1-4）を送付するものとする。

5 理事長は、前項の規定により依頼した相手方から共同研究実施承諾書（別記様式第1-5）の送付があったときは、本実施要領第9条の規定により当該相手方と共同研究協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

(公募共同研究の諸手続き)

第4条 公募共同研究を実施しようとする上席研究員は、共同研究申請書(別記様式第2-1)、共同研究計画書(別記様式第2-2)、共同研究費積算内訳書(別記様式第2-3)により研究企画課を通じて理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項の規定により申請された共同研究申請書、共同研究計画書及び共同研究費積算内訳書に基づき内容を審査会で審査するものとする。

3 理事長は、前項に規定する審査会が公募共同研究の実施が適当であると認めるときは、当該公募共同研究について公募を行うものとする。

4 上席研究員は、前項に規定する公募により応募者から提出された共同研究応募申請書(別記様式第2-4)、共同研究応募総括表(別記様式第2-5)及び共同研究費積算内訳書(別記様式第2-6)等の内容を調査確認し、研究企画課を通じて理事長に提出するものとする。

5 理事長は、前項の規定により提出された共同研究応募申請書、共同研究応募総括表及び共同研究費積算内訳書に基づき内容及び応募者の適格性を審査会で審査する。

6 理事長は、前項に規定する審査会の審査結果を共同研究審査結果通知書(別記様式第2-7)により応募者に通知するものとする。

7 理事長は、前2項の規定する審査会が公募共同研究を実施することが適当であると認めたと応募者と本実施要領第9条の規定により協定を締結するものとする。

(指定機関・公募共同研究の諸手続き)

第5条 指定機関・公募共同研究を実施しようとする上席研究員は、共同研究申請書(別記様式第3-1)、共同研究計画書(別記様式第3-2)及び共同研究費積算内訳書(別記様式第3-3)を研究企画課を通じて理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項の規定により申請された共同研究申請書、共同研究計画書及び共同研究費積算内訳書に基づき内容及び共同研究を実施しようとする者の適格性を審査会で審査する。

3 理事長は、前項に規定する審査会が指定機関・公募共同研究を実施することが適当であると認めるときは、当該指定機関・公募共同研究の実施を依頼する相手方に共同研究計画書を添えて共同研究依頼書(別記様式第3-4)を送付するものとする。

4 理事長は、前項の規定により依頼した相手方から共同研究実施承諾書(別記様式第3-5)の送付があったときは、指定機関・公募共同研究について公募を行うものとする。

5 上席研究員は、前項に規定する公募により応募者から提出された共同研究応募申請書(別記様式第3-6)、共同研究応募総括表(別記様式第3-7)及び共同研究費積算内訳書(別記様式第3-8)の内容を調査確認し、研究企画課を通じて理事長に提出するものとする。

6 理事長は、前項の規定により提出された共同研究応募申請書、共同研究応募総括表及び共同研究費積算内訳書に基づき内容及び応募者の適格性を審査会で審査する。

7 理事長は、前項に規定する審査会の審査結果を、共同研究審査結果通知書(別記様式第3-9)により応募者に通知するものとする。

8 理事長は、第4項における相手方及び前2項に規定する審査会が指定機関・公募共同研究を実施することが適当であると認めたと応募者と本実施要領第9条の規定により協定を締結するものとする。

(民間提案型の共同研究の諸手続き)

第6条 民間提案型の共同研究を実施しようとする上席研究員は、共同研究申請書(別記様式第4-1)及び共同研究分野提案書(別記様式第4-2)を研究企画課を通じて理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項の規定により申請された共同研究申請書及び共同研究分野提案書に基づき共同研究の分野を審査会で審査する。

3 理事長は、前項に規定する審査会が民間提案型共同研究を実施することが適当であると認めるときは、民間提案型共同研究の分野を示し、研究課題の公募を行うものとする。

4 上席研究員は、前項に規定する公募により民間提案型共同研究課題を提案する者(以下「提案者」という。)から提案された共同研究応募申請書(別記様式第4-3)、共同研究課題提案書(別記様式第4-4)の内容を調査確認し、研究企画課を通じて理事長に提出するものとする。

5 理事長は、提出された共同研究応募申請書及び共同研究課題提案書に基づき提案された共同研究課題の内容及び提案者の適格性を審査会で審査する。

6 理事長は、前項に規定する審査会の審査結果を共同研究の審査結果通知書（別記様式第4-5）により提案者に通知するものとする。

7 理事長は、第5項に規定する審査会が民間提案型共同研究の提案者を指定機関とし、第2条第一号の指定機関共同研究で実施することが適当であると認めた場合、第3条第4項及び第5項の手續きに準じて提案者と、また、民間提案型共同研究の提案者を指定機関とし、第2条第三号の指定機関・公募共同研究で実施することが適当であると認めた場合、第5条第3項から第8項の規定の手續きに準じて提案者及び公募者と第9条の規定により協定を締結するものとする。なお、理事長が必要と認めた場合、審査会に先立ち提案内容を公示し意見を収集、若しくは民間提案課題の分野の学識経験者等に意見を求めることができる。（継続の共同研究の諸手續き）

第7条 複数の年度にわたり共同研究を実施する場合には、次の各号のとおりとする。

一 複数の年度にわたり共同研究を実施する場合、2年度目以降、上席研究員は、共同研究実施申請書（別記様式第5-1）、共同研究実施計画書（別記様式5-2）、共同研究費積算内訳書（別記様式第5-3）、また共同研究者は、共同研究年度計画書（別記様式第5-4）を研究企画課を通じて理事長に提出するものとする。

二 指定共同研究について、特別の理由により、途中の年度から上席研究員及び共同研究者が、共同研究者を追加しようとする場合には、第2条1項に規定する共同研究の分類に応じて、第3条から第5条に規定するいずれかの手續きを行うものとする。この場合、追加を承認された以降の共同研究の分類は、適用した条文と同様とする。

三 公募共同研究、指定機関・公募共同研究について、複数の年度にわたり共同研究を実施する場合は、2年度目以降は、募集の手續きを行わないものとする。ただし、特別の理由により、途中の年度から上席研究員及び共同研究者が、共同研究者を追加しようとする場合には、前号に準じて取り扱うものとする。

（共同研究の審査）

第8条 理事長は、共同研究の内容等を審査するため共同研究審査会を設置する。

2 審査会の構成は、理事長を会長とし、理事、研究調整監、地質監、河川総括研究監、道路構造物総括研究監、総務部長、企画部長、技術推進本部長並びに共同研究を実施する予定の上席研究員が属するグループの長（技術推進本部においては技術推進本部長。以下「共同研究の実施予定グループ長等」という。）で構成する。また、会長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

3 理事長は、共同研究審査会の審査を補佐するため研究調整監を幹事長とする共同研究審査会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置することができる。幹事会の構成は、企画部長、技術推進本部長及び共同研究の実施予定グループ長等で構成する。

（協定の締結等）

第9条 理事長は、上席研究員が策定した共同研究協定書（別記様式第6-1）及び実施計画書（別記様式第6-2）により共同研究規程第5条に定める協定を締結するものとする。ただし、理事長がこれらの様式により難いと認めたときは、この限りではない。

2 共同研究の協定を締結する場合、複数の共同研究者と1つの共同研究を実施する場合であっても、原則として1つの共同研究課題について1件の協定で締結するものとする。

（知的財産権の持分の協議）

第10条 共同研究規程第6条に定める土木研究所（以下「研究所」という。）と共同研究者の知的財産権の持分は、知的財産権の持分についての協議書（別記様式第7）により協議するものとする。

（単独で所有することとなった知的財産権の出願等）

第11条 共同研究規程第7条第1項及び第2項に定める研究所若しくは共同研究者の同意は、単独で所有することとなった知的財産権の取り扱いの同意書（別紙様式第8）により行うものとする。

（共有することとなった知的財産権の出願等）

第12条 共同研究規程第8条に定める出願に関する取扱いを規定する契約は、共同出願に関する契約書（別記様式第9）によりとり交わすものとする。

（研究成果の公表）

第13条 共同研究規程第17条第2項に定める研究成果の公表の同意は、研究成果の公表に関する同意書（別記様式第10）により行うものとする。

（共同研究成果の報告）

第14条 上席研究員は、共同研究の全体計画が終了した場合は、次の各号に定める執筆要領により、共同研究成果報告書（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

一 報告書の原稿の規格は、国立研究開発法人土木研究所報告書取扱規程（平成14年規程第9号）第17条に準ずるものとし、共同研究の全体計画が終了後、翌年度の6月30日までに研究企画課に提出するものとする。

二 報告書は、原則として共同研究の大課題ごとに作成するものとする。

2 上席研究員は、前項の報告書の提出後共同研究の成果等について審査会に報告するものとする。

（派遣者の受入）

第15条 研究所は、共同研究者が派遣する者を研究所に受け入れる場合は、「国立研究開発法人土木研究所交流研究員受入れ規程（平成13年規程第27号）」を適用するものとする。

（契約の変更）

第16条 共同研究を実施している上席研究員は、以下の各号の一に該当する共同研究に係る契約の変更が生じた場合は、遅滞なく共同研究者と協議するとともに、変更共同計画書（共同研究計画書に準ずる）を作成し、研究企画課に提出するものとする。

一 実施期間の変更

二 実施内容の変更

附則

（施行期日）

第1条この達は、平成13年4月2日から施行する。

附則（平成16年4月1日達第18号）

（施行期日）

第1条この達は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成24年4月1日達第6号）

（施行期日）

第1条この達は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月1日達第64号）

（施行期日）

第1条この達は、平成27年4月1日から施行する。

附則（令和3年8月2日達第20号）

（施行期日）

第1条この達は、令和3年8月2日から施行する。

附則（令和4年1月26日達第30号）

（施行期日）

第1条この達は、令和4年1月26日から施行する。